

加盟団体責任者殿
調布市剣道連盟会員各位

令和2年6月8日
調布市剣道連盟

全日本剣道連盟からの稽古自粛の解除の受けて ～所属団体での稽古再開計画の策定のお願い～

このたび、全日本剣道連盟が「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を制定し、剣道稽古の自粛要請が6月10日付けで解除されます。

稽古を再開できることは大変喜ばしいことではありますが、剣道はいわゆる「3密」に該当し、新型コロナウイルスの感染源となりうる口からの飛沫飛散が大変多いため、再開にあたっては慎重な姿勢で取り組まなくてはなりません。

全日本剣道連盟の通知を受け、調布市剣道連盟としてのガイドラインを別紙のとおりお示しますのでご確認ください。所属団体におかれましては、このガイドラインに基づいた、各団体の特性に応じた稽古再開計画を策定していただきたいと思います。

つきましては、稽古再開の前日まで、

- 各団体で定めた「稽古再開計画」
- 別添した「稽古再開計画確認票」

を調布市剣道連盟事務局へご報告いただき、この計画に則って活動を再開していただけますようご協力をお願いします。

<添付資料>

- ・ 調布市剣道連盟 稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
- ・ 全日本剣道連盟 対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
- ・ 稽古再開計画確認票

以上

調布市剣道連盟 稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

- ①全日本剣道連盟制定のガイドライン(以下「全剣連ガイドライン」という)に従い、6月10日以降、段階的に稽古の再開を認める。ただし、感染リスクの高い60歳以上の会員等については、健康管理に十分留意すること。
- ②稽古の再開にあたり、全剣連ガイドライン及び調布市剣道連盟で定めたガイドライン(当ガイドライン)に基づき、各団体は、団体の特性を考慮した稽古再開計画等を事務局へ報告の上、稽古を再開すること。なお、稽古再開計画には開始時期、稽古の実施方法、感染拡大防止の具体的対応策等を明記すること。
- ③稽古の実施にあたっては、各種の感染症対策を確実に実施することとする。
- ④他団体からの出稽古は当分の間(7月10日まで)認めない。なお、その後の状況次第では出稽古の禁止期間の延長もありうる。
- ⑤6月中は面をつけた稽古は行わず、会員の体力の回復に努めること。なお、体力が自粛前まで回復した会員については、面マスク・シールドの着用を前提に、7月以降の面を付けた稽古の再開を認める。

以上